《令和5年度　和歌山森林管理署管内国有林の狩猟入林可能箇所一覧》

国有林内で狩猟及び有害鳥獣捕獲を実施される場合は、事前に『入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）を提出してください。
※「図面参照」となっている国有林の禁止区域については別添図面を参照してください。
わな猟について禁止区域は設けておりません（鳥獣保護区を除く）が、銃猟同様、事前に森林事務所への連絡をお願いします。

R5.10現在

施業図番号	国有林名	林班	小班	鳥獣保護	狩猟入林可否	立入禁止理由等	立入禁止期間	森林事務所
紀北2-1	高野山	204・205・207・208	全域	有	不可	特別鳥獣保護区・鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	高野
		209	ろ・ハ・へ及びい・ホ小班の一部					
		212	は・ほ・ぬ・ロ					
		215～217	全域					
		218	鳴戸谷林道支線より東側					
		219	へ3及びへ2小班の一部を除く					
		220	は1・へ1及びい小班の一部					
		224～244	全域					
		212	い2・い3	無	図面参照	調査事業のため入林禁止	至 R05.04.22 自 R06.01.12	
		210	い・ろ				至 R05.07.19 自 R06.01.31	
		212	ろ・は					
		203	い1・い2小班の一部		図面参照	治山事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R06.03.31	
		201～203・209	国有林境界沿い		図面参照	測定事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R06.03.31	
		212	い1・に		図面参照	分収林事業のため入林禁止	自 R05.08.16 至 R08.08.15	
		201	り・る・わ・か・よ・た・れ及びい1小班の一部を除く	有	図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		202	ろ小班を除く					
		203・217～219	全域					
		201～203・209	全域	無	図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		210	ち及びい・ろ小班の一部を除く					
		211	ろ小班の一部					
		218	鳴戸谷林道支線より西側					
		219	へ3及びへ2小班の一部					
		220	は1・へ1及びい小班の一部を除く					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	―	
紀北2-2	西山田奥	262	国有林境界沿い	無	図面参照	測定事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R06.03.31	
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	―	
	風吹	267	国有林境界沿い	無	図面参照	測定事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R06.03.31	
		全域			図面参照	入林者多数のため入林禁止	一年中	
	小野山	全域		無	図面参照	入林者多数のため入林禁止	一年中	
	北山	全域		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	―	
	紀泉高原	272	い・ろ小班の一部を除く	有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
		273	に・ぬ・る・か1・か3・ホ及びり・ハ小班の一部					
		1203～1205・1209	全域					
		上記以外		無	図面参照	入林者多数のため入林禁止		
紀中2-1	日光山	全域		無	図面参照	入林者多数のため入林禁止	一年中	
	津俣	253	へ	無	図面参照	調査事業のため入林禁止	自 R05.02.22 至 R05.11.30	
		255	ほ					
		253	か小班の一部		図面参照	生産事業のため入林禁止	自 R04.08.01 至 R07.03.31	
		254	へ小班の一部					
		255	は小班の一部					
		256	い1・る・わ及びい2・へ小班の一部					

施業図番号	国有林名	林班	小班	鳥獣保護	狩猟入林可否	立入禁止理由等	立入禁止期間	森林事務所
紀中 2-1	津俣	256	は小班の一部	無	図面参照	林道事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R05.11.10	高野
		256	る・ハ小班の一部		図面参照	治山事業のため入林禁止	自 R05.03.10 至 R05.11.30	
		251	ち		図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		256	へ					
		249	は・ホ及びい・ろ小班の一部		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		250	ホ及びい1・い2小班の一部					
		251	い・へ・と及びろ1・ろ2小班の一部					
		252	い2及びい3・ろ2小班の一部					
		253	い1・い2・ほ・ち1・ち2・わ及びろ・に・へ・と・る小班の一部					
		255	は・に・り及びへ・ち小班の一部を除く					
		256	は・に・ほ及びい1・い2・へ・と・る・よ小班の一部					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	下津俣林道	ー	ー	無	図面参照	林道事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R05.11.10	
紀中 2-2	西ノ河	37～41	全域	有	不可	鳥獣保護区あり 全域入林禁止	一年中	龍神
		51	り・た1及びは・わ小班の一部	無	図面参照	生産事業のため入林禁止	自 R04.08.01 至 R07.03.31	
		52	ち・り・ぬ・そ及びは・た小班の一部					
		49	と・ち・ぬ・る・わ・よ・れ		図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		50	い・ぬ1・ぬ2					
		51	ろ					
		52	ほ・と・ち・り					
		47	ほ・ち1・ち2及びろ・は・に・へ小班の一部を除く		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		48	ほ・へ・ち・り・る・わ・た及びい・ろ・は1・と・り・よ・つ1小班の一部					
		49	は1・は2・ほ・へ・と・り1・か・よ・つ・ね1・ね2及びい・ろ・ち・り2・わ・れ・そ1小班の一部					
		50～52	全域					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	川又	全域		有	不可	鳥獣保護区あり 全域入林禁止	一年中	
	野々川	68	へ・と・ち・り	無	図面参照	造林事業のため入林禁止	自 R05.05.11 至 R06.02.29	
		68	全域		図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		69	ろ・と・ち・り・イ小班を除く					
		全域			図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
紀南 7-1	亀谷	全域		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	立花川山	42・43	全域	無	図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		42	へ3・と1・と2・ち・わ・イ及びい・ろ・は・に・へ2・る・か小班の一部		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	一年中	
紀南 7-2	風呂谷	1	ろ2・わ・か小班を除く	無	図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	西牟婁
		2	全域					
		1	い・ろ3・に・ほ3及びろ1・は1・は2小班の一		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		2	ろ2・は1・は2・わ・か及びい・ろ1・ほ1・り小班の一部					
	宮代山	全域		無	図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
	坂泰山	12	い・は1・へ・と	無	図面参照	調査事業のため入林禁止	自 R05.02.22 至 R05.11.30	
		14	は1・は2・へ・る					
		15	い・ろ					
		14	わ小班の一部		図面参照	造林事業のため入林禁止	自 R05.06.01 至 R06.02.29	

施業図番号	国有林名	林班	小班	鳥獣保護	狩猟入林可否	立入禁止理由等	立入禁止期間	森林事務所
紀南 7-2	坂泰山	12	坂泰林道大泰支線	無	図面参照	林道事業のため入林禁止	自 R05.03.01 至 R05.11.22	西牟婁
		14	は1・は2・に1・ほ・わ・イの一部及び坂泰林道大泰支線の一部					
		15	ろ小班の一部					
		5	い1・い3小班の一部		図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		6	い・に小班の一部					
		9	い・ろ小班の一部					
		10	い小班の一部					
		11	い1小班の一部					
		1009	い小班の一部					
		7	ち1・ち2及びろ・は・に1・に4・ほ・と・ち3・ち4小班の一部		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		8・11～13	全域					
		10	ハ及びい・ろ・ロ小班の一部					
		14	い2・と及びい1・ろ2・は2・へ・り・む・る・わ小班の一部					
		1009	ハ及びい小班の一部					
		1010	い小班の一部を除く					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	笠塔山	19	い1・い2・い3・ろ1・ろ2	無	図面参照	調査事業のため入林禁止	自 R05.02.22 至 R05.11.30	龍神
		19	に小班の一部		図面参照	林道事業のため入林禁止	自 R05.03.01 至 R05.11.22	
		19	全域		図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		20	全域					
		21	イ小班を除く					
		22	全域					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡		
	笠塔山	23	に1・る・わ	無	図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	龍神
		24	い1・い2・い3・い4・い5・い6・と・ち・り1・り2・か・よ及びほ小班の一部					
		27	に1・に2・ほ・へ・ち2・り・わ・た・れ・そ・つ・ね・な					
		23	ろ4・へ・と及びい・ろ1・ほ・ち・り小班の一部		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		24	と及びい5・ち小班の一部を除く					
		25	ち1・ち2・ち3・り・ぬ・イ及びい1・い2・と1小班の一部を除く					
		26	へ・と及びい小班の一部を除く					
		27	い1・ろ1・ろ2・ち1・る・わ・イ1及びは1・は2・に1・と・ち2・か・よ・な小班の一部					
		28	い1・ろ・は1・は2・は3・に・ち・ぬ2・わ・れ・そ1・そ2・そ3・イ及びり1・る1小班の一部					
		29	ろ及びい1小班の一部					
		30	は1及びい小班の一部を除く					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
紀南 7-3	宮城川	61	ろ3・ろ4・ほ1・ほ2・ほ3	無	図面参照	調査事業のため入林禁止	自 R05.07.19 至 R06.01.31	西牟婁
		62	い4・い5・い6・い7・ろ1					
		63	い1・い2・に・ほ1・ほ2・ほ3・へ					
		64	は2					

施業図番号	国有林名	林班	小班	鳥獣保護	狩猟入林可否	立入禁止理由等	立入禁止期間	森林事務所
紀南7-3	宮城川	60	ろ1	無	図面参照	生産事業のため入林禁止	自 R04.08.01 至 R06.03.29	西牟婁
		64	に1・に2・と1・と2					
		67	い1・い2・ろ2・は2・へ及びは1小班の一部					
		63～67	国有林境界沿い		図面参照	測定事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R06.03.31	
		61	い		図面参照	分収林事業のため入林禁止	自 R04.10.07 至 R07.10.20	
		62	に					
		62	い1・い2・い3・は1・は3・は5・ほ				自 R05.08.08 至 R08.08.07	
		59・67	全域		図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		66	へ3・と小班の一部		図面参照	副産物販売のため入林禁止	自 R05.03.22 至 R06.03.21	
		59	全域		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		60	と1及びい1・い2・ほ・へ・ち・る1・れ1・れ2・の1小班の一部を除く					
		61	ろ6・ろ7・ろ8・に1・よ及びろ2・ろ10・に2・へ・と・ぬ4・た小班の一部					
		62	た及びい1・い4・ほ・ち2・よ小班の一部					
		63	に・へ・わ小班の一部を除く					
		64	と1・わ・か及びい1・は1・ほ・へ・る・よ・た小班の一部を除く					
		65	は・に・と2・れ・そ・つ・ね及びに2・ほ1・ほ3・ほ4・と3・ち2・よ小班の一部					
		66	い・は2・ほ2・へ及びは1・へ2小班の一部を除く					
		67	ろ及びい1・に・へ・と1小班の一部を除く					
		1001	ろ1・ろ2・ろ3・ろ4・は1・は2・は3・へ1・ち・り1・り2及びろ5・は4・と1・り3小班の一部					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	一年中	
	善司	1002	ろ1・は2	無	図面参照	調査事業のため入林禁止	自 R05.04.17 至 R06.01.31	
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	前の川	1005	い1・れ・そ・つ	有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
		1007	全域					
		1008	い・ろ・る・わ・か1・か2・よ・た・れ					
		1004	た1	無	図面参照	造林事業のため入林禁止	自 R05.06.01 至 R06.02.29	
		1003	ろ9・ほ2・と3・と5・ち1・イ1及びろ7・に4・ほ1・ち3・ち5・り・る3小班の一部		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		1004	へ・わ3小班の一部					
		1005	ろ・は1・は2・ち1・ぬ1・わ・む及びは3・ち2・り1・り2・り3・り4・ぬ2・わ2・わ3・わ4小班の一部					
		1006	か1・か2・よ・た及びい3・へ3・り6小班の一部を除く					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
紀南7-4	上平治	全域		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	本宮
	八郎谷	全域		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	公門谷	1112	い1・い2・い3・は1・は2	無	図面参照	生産事業のため入林禁止	自 R05.03.23 至 R06.03.20	
		1113	ろ1・ろ2及びい・ろ3小班の一部					
		1114	い1・い5・い6・い7・ろ					
		1112～1114・1121・1136・1137	全域		図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		1120	い・ろ・は・に・か・ロ					

施業図番号	国有林名	林班	小班	鳥獣保護	狩猟入林可否	立入禁止理由等	立入禁止期間	森林事務所
紀南7-4	公門谷	1112	ろ1・ろ2・ろ3・は4・は5・に3・に5ほ6・ほ7・ぬ・ロ・ハ・ニ及びい・は2・は3・に2・に4・と・り・イ小班の一部	無	図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	本宮
		1113	い1・ろ・に1・イ1及びい2・い3・は1・に2・イ2小班の一部					
		1121	ほ・へ・へ及びい・ろ1・は・に・と小班の一部を除く					
		1136	イ2・イ3及びい・ろ・に・ほ1小班の一部					
		1137	ほ小班の一部					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	宮ノ谷	全域		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	外和谷	1142	い・る・イ1小班の一部	無	図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		1145	は・へ小班の一部					
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
紀南7-5	大塔山	全域		有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
	下平治	全域		無	図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
	笹ノ瀬	1103	い1・い2・に1・に2小班の一部を除く	無	図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	大杉大小屋	1105	ろ・は2・と1・と2・ち1・ち2及びは1小班の一部	有	不可	特別鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
		1106	全域					
		1104	ほ3・へ4・ち2・る・イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ・ト及びろ・は1・は2・に1・ほ2・ほ4・ち1・チ小班の一部	無	図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	黒蔵谷	1108	ろ	有	不可	特別鳥獣保護区・鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
		1109	ろ・は・に1・に2・へ・と・ち・る					
		1107・1110・1111	全域					
		上記以外		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	大倉畑山	1152	い小班の一部を除く	無	図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	新宮
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
紀南7-6	妙法山	全域		有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
	白見	104・105	国有林境界沿い	無	図面参照	測定事業のため入林禁止	自 R05.04.01 至 R06.03.31	
		上記以外			可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	那智山	1101	ろ小班の一部	有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
		1132	全域					
		上記以外		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
	大越	全域		無	可	業務の為入林することがあるので事前に森林事務所へ要連絡	ー	
紀南7-7	権現山	全域		有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	新宮
	四ノ谷	全域		無	図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		126	い・に・ほ3・ぬ1・る・わ及びろ・は2・は3・ほ1・か・つ・な・ら・イ1・イ2・イ3小班の一部		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
	市老谷	全域		無	図面参照	副産物販売のため入林禁止	一年中	
		127	イ2・イ3・ロ3・ロ4・ロ5及びろ・は・に・イ1・ロ2小班の一部		図面参照	林道緩衝区域のため入林禁止	一年中	
	大浜	全域		有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	
	御手洗	全域		有	不可	鳥獣保護区あり　全域入林禁止	一年中	

【連絡先】

西牟婁森林事務所　電話:0735-43-0031(併任:本宮森林事務所)　（施業図番号　紀南7-2・7-3）

龍神森林事務所　電話:0739-78-0022　（施業図番号　紀中2-2、紀南7-1・7-2）

新宮森林事務所　電話:0735-22-3800　（施業図番号　紀南7-5・7-6・7-7）

本宮森林事務所　電話:0735-43-0031　（施業図番号　紀南7-4・7-5）

高野森林事務所　電話:0736-54-2901　（施業図番号　紀北2-1・2-2、紀中2-1）

和歌山森林管理署　電話:0739-22-1460